

PROCEEDINGS OF THE 10TH
AUTUMN - MEETING OF

JADS

JAPAN ART DOCUMENTATION SOCIETY

アート・ドキュメンテーション学会

JADS

アート・ドキュメンテーション学会

第 10 回 秋季研究集会 予稿集

2017 年 11 月 19 日（日）10:35~17:25 印刷博物館

予稿集訂正版

※発表者の意向により一部語句の修正を行った予稿1件と、Web公開版からは削除した予稿2件があります。

アート・ドキュメンテーション学会
第10回 秋季研究集会
予稿集

2017年11月19日（日）10:35～17:25
印刷博物館

第10回秋季研究集会・第70回見学会 プログラム／目次

10:35 開会の挨拶 前田 富士男 (アート・ドキュメンテーション学会会長)

[第一部 企画セッション／招待講演・パネルディスカッション] 10:40 - 12:15

「音楽学における研究図書館とアーカイヴ」 p. 7

10:40-11:15 林淑姫 (旧日本近代音楽館主任司書・事務局長)

音楽資料と図書館、アーカイヴ、ドキュメンテーション

11:15-11:50 平野 昭 (静岡文化芸術大学名誉教授・元慶應義塾大学文学部教授)

メディアとしての編曲版と作品としての編曲版～ベートーヴェン作品を例として

11:50-11:55 休憩

11:55-12:15 パネルディスカッション 林淑姫・平野 昭 司会:前田 富士男

12:15-13:15 昼休み ※印刷博物館周辺は飲食店が少ないためご注意ください。

[第二部 印刷博物館レクチャー・見学] 13:15 - 14:05

13:15-13:35 [レクチャー] 石橋 圭一 (印刷博物館 学芸員) p. 11

印刷博物館のコレクション理念とデータベースについて

13:35-14:05 [見学会] 企画展示「キンダーブックの 90 年-童画と童謡でたどる子どもたちの世界」
※自由見学

14:05-14:15 休憩

[第三部 一般セッション] 14:15 - 17:20 研究発表 ※発表25分+質疑応答5分

14:15-14:45 [発表1] 和久井 遥 (東京国立博物館学芸企画部博物館情報課情報管理室アソシエイトフェロー)

散発的にデジタル化したデータの管理手法について p. 14

14:45-15:15 [発表2] 竹内 俊貴 (九州国立博物館学芸部文化財課アソシエイトフェロー)

文化財情報システムを活用したウェブサイトでの情報公開と課題 p. 16

15:15-15:45 [発表3] 齋藤 歩 (学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程)

建築レコードと著作権法:日本における権利制限に着目して p. 18

15:45-15:50 休憩

15:50-16:20 [発表4] 寺師 太郎 (凸版印刷株式会社文化事業推進本部技術開発部)

デジタルイメージのリファレンスについて p. 20

16:20-16:50 [発表5] 金子 貴昭 (立命館大学アート・リサーチセンター)・

山路 正憲 (立命館大学アート・リサーチセンター)

テキストアノテーションシステムによる歴史資料(文献)の有機的活用
—江戸期出版記録を事例として p. 22

16:50-17:20 [発表6] 赤間 亮 (立命館大学アート・リサーチセンター)

R.Keyes, P.Morse 編「北斎版画作品カタログレゾネ」Web 公開システムとシステム環境
p. 24

17:20-17:25 閉会の挨拶 古賀 崇(アート・ドキュメンテーション学会幹事長)

18:00頃～ 懇親会(会場:カジュアルイタリアン・ピッツァ・ワイン 金のオリーブ(KUON))

〔第一部 企画セッション／招待講演・パネルディスカッション〕

「音楽学における研究図書館とアーカイヴ」

10:40 - 12:15

企画セッション／招待講演・パネルディスカッション 「音楽学における研究図書館とアーカイヴ」

図書館は、わが国では一般に総合図書館を意味する。しかし、ヨーロッパの図書館はむしろ、さまざまな主題領域に即した研究図書室(research library, Forschungsbibliothek)から成立したと考えるべきだろう。古くからの医学ほか自然科学系の研究図書室、法学図書室、あるいは神学を主題とする修道院図書室をあげるまでもなく、とりわけ 19 世紀以降は、芸術を対象とする研究図書室＝研究アーカイヴが成立する。周知のザルツブルクの「モーツァルテウム」(1841 年)の図書室はそのひとつである。

こうした研究図書室＝研究アーカイヴでは、いわゆる公文書を選別・登録し運用する公文書アーカイヴとは異なり、作品の成立や受容に関する多様な資料群を文献学ほかの史料批判にもとづいて整理・究明してゆく。とくに音楽領域では、楽譜の校訂をはじめ、演奏史、楽器研究、批評史などの研究も展開する。なぜなら、図書としての文学作品や実在物としての美術作品と異なり、そもそも音楽作品とは、そのつど演奏の場に生起するひとつの出来事であり、解釈だからである。

このセッションでは、音楽史・音楽学の専門家を迎えて、音楽作品をめぐる豊かな研究の現場としての図書館／アーカイヴのありようを考えてみたい。

前田 富士男(アート・ドキュメンテーション学会会長)

林淑姫

(旧日本近代音楽館主任司書・事務局長)

音楽資料と図書館、アーカイヴ、 ドキュメンテーション

創作、演奏、享受（聴衆）論を基盤とする音楽史研究にとって、出版物以外の手稿譜（自筆譜、スケッチ、他者による浄書譜などを含む）や原稿、文書類、および演奏会プログラムなど所謂「音楽のエフェメラ」とよばれる資料群が重要な資（史）料となる。これらの資（史）料の蒐集と整理には出版物と異なる方法—資料分析が必要である。創作についていえば、音楽作品の発表は演奏による。初演時の楽譜は手稿であり、その後幾たびかの改訂を経て初版譜として定着するのが一般的である。したがって手稿譜（自筆譜）は作品の生成を語る最重要資料だが、その過程で派生する演奏会プログラムや私的ライブ録音、批評などもまた追跡対象である。日本の音楽図書館は従来出版物（書籍、楽譜、雑誌、視聴覚資料）によって蔵書を構成してきた。しかし成熟した音楽活動の重層的な展開と歴史の形成は新たな観点を要請している。

林淑姫（りんしゅくき）

早稲田大学文学部卒。ミシガン大学大学院中退。旧日本近代音楽館（遠山一行館長。1987 年創設～2010 年閉館）主任司書・事務局長。在職中にオランダ・ガウデアムス財団研究員。明治学院大学大学院非常勤講師、客員教授。文化庁委嘱「『近代日本刊行楽譜総合目録洋楽編』データベース」編集委員（2015 年より公開 <http://rnavi.ndl.go.jp/score>）。

著書に『近代日本芸能年表』（共著、ゆまに書房、2013）、編・監修に中村洪介著『近代日本洋楽史序説』（東京書籍、2003）、秋山邦晴著『昭和の作曲家たち』（みすず書房、2003）、訳書に M.シルババーク著『中野重治とモダン・マルクス主義』（共訳、平凡社、1998）など。

平野 昭

(静岡文化芸術大学名誉教授・元慶應義塾大学文学部教授)

メディアとしての編曲版と作品としての編曲版 ～ベートーヴェン作品を例として

19 世紀までの音楽を研究対象とする場合、作品は、楽譜という記号の解説、解釈（演奏を含む interpretation）を通してしか知ることができない。

録音、放送メディアのなかった時代における音楽の享受とは、生の演奏を聴くことであった。19 世紀前半までのオーケストラ演奏会の主要な開催目的は新作発表であり、ドイツ語圏ではアカデミーと呼ばれる受益コンサートを作曲家が主催することが普通であった。つまり、多くのコンサートが初演作品を中心としてプログラミングされており、この初演の場に居合わせたごく限られた聴衆だけがその作品を享受できたのである。初演後に作品は楽譜として初版出版されるが、交響曲や協奏曲のようなオーケストラ作品の初版譜は概ねオーケストラ・パート譜（各楽器の演奏譜）の束であり、これを購入してもオーケストラが無ければ音楽として鳴り響かせることはできない。

そこで作品普及の手段として編曲版が作成されたのだ。オーケストラ音楽をピアノ 1 台で、あるいは 2 台で演奏するものを基本とし、ピアノ三重奏版、管楽五重奏版、管弦七重奏版、管弦九重奏版等々さまざまな室内楽編成による編曲が出版された。しかし、こうした編曲版に原曲の作曲者が満足することは少なかった。L.v.ベートーヴェン（1770～1827）も、「モーツァルトやハイドンの作品を編曲できるのは作曲家本人だけだ」との主旨の書簡を残している。

ところが、実はベートーヴェン自身が自作を編曲した事実もあるのだ。例えば、《交響曲第 2 番》のピアノ三重奏版（ピアノとヴァイオリンとチェロ）や、《ピアノ・ソナタ作品 14-1 「ホ長調」》の弦楽四重奏版「へ長調」などである。いったい、これは何を意味するのか——単なる編曲版ではなく、作曲家自身の手になる「新たなオリジナリティーを獲得した」自律した作品と理解すべきだろう。

時空に鳴り響いている間だけ顕在する音楽作品は、あくまで楽譜という記号の形でしか伝承されざるをえない。音楽の社会的・受容史研究が注目される現在、原曲と編曲版という楽譜資料のドキュメンテーションがますます重要になっている。

平野 昭（ひらの あきら）

沖縄県立芸術大学大学院客員教授、静岡文化芸術大学大学院名誉教授。

武蔵野音楽大学大学院音楽研究科音楽学専攻修了(1979)の後、東京工学院芸術専門学校講師、尚美学園大学助教授をへて、沖縄県立芸術大学大学院教授（1996－2000）、静岡文化芸術大学大学院教授（2000－11）、慶應義塾大学文学部・同大学院教授（2011－15）。

東京藝術大学音楽学部、東京音楽大学大学院、日本大学芸術学部大学院、立教大学文学部、成城大学大学院、横浜市立大学国際文化学科ほかの非常勤講師を務め、音楽評論では 1985 年より『毎日新聞』、また『音楽の友』、『音楽現代』、『レコード芸術』などの専門誌に批評・解説を掲載。NHK・FM/TV で解説も担当する。

編著書に『ベートーヴェン』（新潮文庫、1985）、『音楽キーワード事典』（春秋社、1988）、『音楽キーワード事典』（春秋社、1988）、『鳴り響く思想：現代のベートーヴェン像』（東京書籍、1994）、『ベートーヴェン大事典』（平凡社、1997）、『ベートーヴェン事典』（東京書籍、1999）、『ベートーヴェン：人と作品』（音楽の友社、2012）ほか。

13:15-13:35 [レクチャー]

石橋 圭一（印刷博物館 学芸員）

印刷博物館のコレクション理念と

データベースについて

2000 年のオープンから 17 年が経過し、収蔵品はおよそ 70,000 点となりました。日々増え続ける収蔵品に関し、DB 構築から利用まで、当館の事例をケーススタディとして紹介します。先進的な事例ではありませんが、各館の方々と問題を共有する上での一助となれば幸いです。

石橋 圭一（いしばし けいいち）

印刷博物館 学芸員

2010 年より同館に在籍。主な企画展「ヴァチカン教皇庁図書館展Ⅱ 書物がひらくルネサンス」（2015、アシスタント）。

13:35-14:05 [企画展示]

「キンダーブックの 90 年

-童画と童謡でたどる子どもたちの世界」

※自由見学

〔第三部 一般セッション〕 研究発表

14 : 15 - 17 : 20

文化財情報システムを活用したウェブサイトでの情報公開と課題

Public information on websites using the collection management system

竹内 俊貴*

Resume:

九州国立博物館ではウェブサイトの所蔵品情報および平常展の展示品リストのページをリニューアルし、既存の業務システムの利活用と業務の整理により継続的な情報公開の作業を減らしつつ、サービスの向上を実現している。ウェブサイトが既存システムではフォローできていなかった職員にとって有用なツールとなりつつあり、館内の情報共有においても重要な役割が期待できる。

1. はじめに

情報公開や透明化の重要性は近年様々な場面で議論され、博物館にとってもミッション主導の組織として存在意義を問われる以上、切実な課題であるといえる。ウェブサイトは柔軟性という観点では極めて優れたツールではあるが、所蔵品や展示情報の公開においては当館でもこの利点を十分に活用できていなかったため、平成 28 年度に収蔵品ギャラリーおよび平常展の展示情報ページをリニューアルすることとなった。

2. リニューアル以前のウェブサイト

旧収蔵品ギャラリーは指定品等の代表的な所蔵品が静的ページに 70 点ほど掲載されているにとどまり、コレクションの全体像がわからない、文化財の有無が把握できない、新収品の情報が追加されないといった問題を抱えていた。また、旧展示品情報のページは、2 ヶ月ごとに 30~50 点の展示品がテキストリストで公開されている程度であった。利用者からは全展示品リストの公開要望が頻繁に届けられていたが、常時 800 点ほど存在する展示品すべての確認・リスト化は容易ではなく、展示替えや予定変更も相まって実現までのハードルは非常に高いように考えられた。

また、リニューアルのための調査段階で、外部からの電話受付担当者がこれらの情報活用に問題を抱えていることが明らかとなった。館内向けの収蔵品・展示情報を管理している文化財情報システムが利用できる環境ではあったが、問い合わせがあった文化財が、システム内のどのデータに該当するのかを特定することが極めて難しく、お互いに情報をうまく伝達できていない状態に陥

りがちであるとのことである。

以上から、公開情報を増やしつつ業務負荷を軽減することを基本的な目的としたうえで、システムの操作に慣れていない人間が必要に応じたコミュニケーションを達成できるような改善を念頭に置きながらウェブサイトのリニューアルに取りかかった。

3. 文化財情報システムの活用とリニューアル

館内で文化財・画像・展示情報を管理している文化財情報システムを経由してウェブサイトに変換してデータを送信しており、システム内で保持している情報が毎日深夜に自動的に更新される。転送するデータは、公開フラグの設定に加えて、「公開してもよいデータの条件」を別途定め、誤操作による公開を防ぐ仕組みを有している。

3.1 収蔵品ギャラリー¹・収蔵品詳細検索²

当館所蔵の文化財について、基礎的な情報・画像・解説・当館での展示予定を掲載している。ボタン一つで操作できる簡易な絞り込み機能で画像一覧から文化財を選択する「収蔵品ギャラリー」と検索システムを実装した「詳細検索」の2種類の方法から文化財情報にアクセスすることができる。

公開情報における表現統一にかかる負担を減らすため、ウェブ転送時に単語の置換機能を搭載して文言の統一を図ることを試みたが、現時点では手動で文言を統一したウェブ公開用の情報を管理する形となっており、業務負担の軽減にはやや課題を残している。

*たけうちとしき（独立行政法人国立文化財機構 九州国立博物館学芸部文化財課アソシエイトフェロー）



図1 収蔵品ギャラリー

3.2 文化交流展示室展示品リスト³

当館の文化交流展示室（平常展）における3ヶ月先まで展示予定品の全リスト600～800点を掲載している。膨大なテキストリストに加え、テーマごとに最大3点の文化財画像を掲載し、おすすめの展示品と位置づけている。「今日」「明日」「〇月〇日」の展示品を絞り込む機能を実装し、博物館のスケジュールカレンダーから日付を指定してアクセスすることもできる。

展示情報の登録・承認・変更の業務プロセスが確立されており、「公開してもよい情報の明確なライン」をひくことができたため、公開のための作業をほぼ全て削減しつつ、常に最新の情報が反映される仕組みを実現することができた。情報管理業務と情報公開業務を業務で分断せず“情報”を核とした一連のプロセスを構築できたため、最も省力化が進んだと理解している。

テーマ5 丸くなった地球近づく西洋 Smaller World, Closer West 西暦1573年～1853年					
 薩摩藩参府河津半蔵 九州国立博物館 基本展示室 10/31～12/10		 花鳥図屏風 九州国立博物館 基本展示室 11/14～12/23		 青島工フレームイ ンク 九州国立博物館 基本展示室 11/14～12/23	
展示品名称	指定	出土地・作者・制作地等	所蔵者	展示場所	展示期間（予定）
薩摩藩参府河津半蔵図巻			九州国立博物館	基本展示室	10/31～12/10
七宝刺繍文様地氈巾着			個人	基本展示室	～10/29
山水屏風			九州国立博物館	基本展示室	10/31～12/10
薩摩藩参府河津半蔵図巻			九州国立博物館	基本展示室	～11/12

図2 展示品リスト

4. 考察

4.1 リニューアル後の変化

検索機能が実装され、データ・画像ともに情報量が格段に増えたため、一定のサービス向上は実現できた。当該ページのアクセス数は以前の1.2～1.7倍に伸びている。

外部からの問い合わせ対応についても変化が見られた。特に展示情報の案内は効果が大きく、利用者との共通のテキストや画像を見ながら会話ができることが、円滑なコミュニケーションに寄与している。ウェブサイトを見たうえでの問い合わせも増えつつあり、1件の電話対応時間の短縮、問い合わせの件数の減少といった効果が報告されている。

4.2 情報共有におけるウェブサイトの位置づけ

当初は、学芸以外の人間が館内システムをうまく活用する方法を模索していたが、学芸業務用に作られたシステム内の情報は専門性が高く、学芸業務の知識がないこともあり、取捨選択の判断が極めて難しいといった問題点があった。

ウェブサイトのリニューアルをきっかけに、学芸業務に関わる担当者には館内システムの利用を、これ以外の人間にはウェブサイトの閲覧を勧めている。ボランティアスタッフのような館内システムの利用が難しい相手への情報提供も本ウェブサイトが有効であろう。利用者に近い目線で必要な情報だけを参照できる媒体としてウェブサイトが位置づけられ、逆に館内システムはより専門性の高い方向性を検討できるようになった。

5. おわりに

技術の進歩により収蔵品のデータベースやウェブサイトと連動した仕組み自体は珍しくなくなった。一方で、誰がどう使うのか、どういった利用を想定するのかという議論はまだ十分ではないように思える。こういった事例を蓄積し、“自分たちに必要なシステムは何か”を問いかけることが、システムを導入する博物館側の使命として重要なのではないかと考える。

¹ 九州国立博物館 収蔵品ギャラリー, <http://collection.kyuhaku.jp/gallery/> (参照:2017-10-01)

² 九州国立博物館 収蔵品詳細検索, <http://collection.kyuhaku.jp/advanced/> (参照:2017-10-01)

³ 九州国立博物館 文化交流展示室 作品, <http://collection.kyuhaku.jp/exhibition/> (参照:2017-10-01)

建築レコードと著作権法：日本における権利制限に着目して

Architectural Records and Copyright Law: Limitations and Exceptions in Japan

齋藤歩*

Resume:

本研究では、日本における建築分野のアーカイブズと著作権法の関係について考察する。そのために、著作権者に対する三つの権利制限——公文書館等を対象とした著作権法上の制限、「図書館等」を対象とした著作権法上の制限、建築設計等の業務委託契約にともなう制限——に着目する。

1. はじめに

1.1 研究の課題と先行研究

日本のアーカイブズと著作権法の関係は、いくつかの先行研究が論じている¹。その対象は、公文書等の管理に関する法律（以下、公文書管理法）や地方自治体の公文書管理制度が定める公文書等である。そのため、「特別の管理」のもとで公文書管理制度から除かれた資料をもつ「歴史資料等保有施設」についての議論は十分ではなく、研究対象が些か限定的との指摘もある²。加えて資料内容にともなう課題も存在する。本論が対象とする建築分野の資料は、多くが委託業務の過程で作成されることから権利が複雑化する。なかでも委託者による受託者への権利制限は、アーカイブズ運営の妨げとなることがある。

1.2 研究の方法：権利制限に着目して

本研究では、個人文書を含む建築レコードのうち建築士法が定める「設計図書」を対象に、アーカイブズと著作権法の関係について論じる。そのため、著作権者（設計者等）に対する三つの権利制限に着目する。はじめに、二つのアーカイブズ機関タイプの特徴を著作権法の権利制限から把握する [図 1-①②]。次に、公文書管理法が定めるアーカイブズ機能——「閲覧」「写しの作成・交付」「デジタル化・公衆送信」「展示」——と対照して、建築設計等の業務委託契約に含まれる権利制限を分析する [図 1-③]。

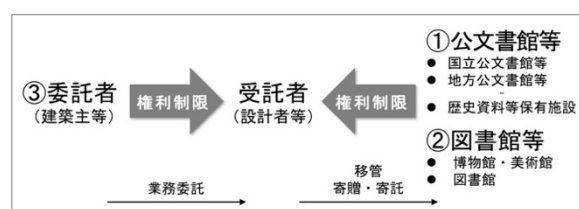


図 1：著作権の制限要素（著作権者が設計者等の場合）

2. 公文書館等と著作権法

第一の権利制限は、公文書管理法と著作権法の整合性を図るために設置された規定である。2012年の著作権法改正では、公文書管理法が国立公文書館等の長に課している特定歴史公文書等の「開示義務（国民からの利用請求に応じた）」と「永久保存義務」の履行可能性が論点となった³。

その結果、著作権法の18条3項、同条4項、19条4項、42条の3に、公表権・氏名表示権・複製権等に対する制限が設けられた。なお、法改正にともない「寄贈・寄託者の権利保護」「国立公文書館の所蔵資料に含まれる（行政機関以外の者が著作権者等であると考えられる）著作物の割合（＝約 0.5%）」「（国等だけでなく）地方公共団体の公文書管理制度への適用」が考慮された。

3. 「図書館等」と著作権法

第二の権利制限は、著作権法の「図書館等」に対する規定である。「知的財産推進計画 2014」をもとに現在も進められている著作権法の見直しは、文化資料について、「保存（アーカイブ施設において著作物等を保存）」と「利用（所蔵資料に係る著作物等の情報を発信・活用）」の二点がポイントとなっている⁴。

第一の保存については、2017年に31条1項の解釈が拡大された。そのため「一般に入手することが困難な貴重な所蔵資料について、損傷等が始まる前の良好な状態で後世に当該資料の記録を継承するために複製すること」と「記録技術・媒体の旧式化により作品の閲覧が事実上不可能となる場合に、新しい媒体への移替のために複製を行うこと」が可能と理解でき⁵、その主体となる「図書館等」は、博物館法の「登録博物館」と

*さいとう あゆむ（学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士後期課程）

「博物館相当施設」も含むとされた（ただし、司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員が置かれている必要がある）。

第二の利用については、31 条 3 項により、国立国会図書館は、国内の図書館等から提供された「絶版等資料」の複製物を他の図書館等へ自動公衆送信可能であることが確認された（海外への送信には法改正が必要）。また 47 条を見直し、美術や写真の著作物を展示する所有者が原作品を観覧者に解説または紹介する場合、電子媒体でもその著作物を利用可能とすることが望ましいとの結論に至った（複製・上映・公衆送信の権利制限）。

表 1：著作権法（上：著作者、下：図書館等）とアーカイブズ機能
上部は註 1（早川、2017）をもとに発表者作成

著作者の権利	権利制限	閲覧	写しの作成・ 交付	デジタル化・ 公衆送信	展示
18 条 公表権	3 項、4 項	●	●	●	●
19 条 氏名表示権	4 項	●	●	●	●
20 条 同一性保持権					
21 条 複製権			●	●	△（複製物の場合）
22 条 上演権・演奏権		●		●	
22 条の 2 上映権		●		●	
23 条 1 項 公衆送信権	42 条の 3			●（公衆送信可能化権）	
23 条 2 項 公衆伝達権					
24 条 口述権	※必要と認められる限度において				△（寄託資料の場合）
25 条 展示権					
26 条 頒布権			△（映画の場合） △（著作権者等以外からの譲渡）		
26 条の 2 譲渡権					
26 条の 3 貸与権		△（未公開で著利目的の場合）			
27 条 翻訳権・翻案権					●
28 条 二次的著作物の利用権					
人格権（プライバシー権） 肖像権		●	●	●	●

図書館等の権利	閲覧	写しの作成・ 交付	デジタル化・ 公衆送信	展示
31 条 1 項 主体：図書館等 対象：図書館資料（図書館等の図書、記録その他の資料） ※司書等の配置が必要		▲複製（提供・保存のため）		
31 条 2 項 主体：国立国会図書館 対象：図書館資料 ※必要と認められる限度			▲記録	
31 条 3 項 主体：国立国会図書館、図書館等 対象：絶版等資料のみ		▲複製・提供（図書館等が）	▲公衆送信（国会図書館が（×国外送信））	
38 条 4 項 主体：営利を目的としない 対象：公表された著作物 ※寄託も含む ⁶	▲貸与			
45 条 1 項 主体：美術の著作物等を展示する所有者 対象：美術・写真の著作物				▲展示
47 条 主体：同上 対象：小冊子（×電子媒体） ※展示作品の解説・紹介	▲上映	▲複製	▲自動公衆送信	
？ 主体：アーカイブズ機関（検討中） 対象：美術の著作物等のサムネイル（紹介を目的に）			×公衆送信（サムネイル）	

* 凡例：●＝公文書館等が配慮すべき条項、△＝配慮が求められる場合がある条項、▲＝権利制限により図書館等で可能となるアーカイブズ機能、グレー＝権利制限の影響範囲

4. 建築設計等業務委託契約と著作権法

第三は、建築設計等の業務委託契約にともない生じうる権利制限である。例えば「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款」の 7 条から 12 条——7 条：権利・義務の譲渡等の禁止、8 条：秘密の保持、10 条：著作物の利用、11 条：著作者人格権の制限、12 条：著作権の譲渡禁止——は⁷、委託者が受託者の著作権を制限する。そのうち、第三者に対する譲渡権・貸与権・著作権の譲渡に対する制限は^{〔表 2（グレー部分）〕}、アーカイブズ機関等への移管や寄贈を阻む要因になると考えられる。たとえ受入が実現しても、公表権・複製権等に対する制限によって利用が困難となる。つまり、この権利制限は、建物完成をめざす契約の円滑な履行が本来の目的であり、将来のアーカイブズ機関での保存や利用は想定していない。

表 2：「契約約款」による著作権法の制限（関連箇所のみ）

著作権法	著作成果物（設計図書）	著作建築物
18 条 公表権	8 条 1 項、2 項 10 条 1 項、11 条 1 項、2 項	11 条 1 項、2 項
19 条 氏名表示権	—	11 条 2 項、3 項
20 条 同一性保持権	11 条 3 項	11 条 3 項
21 条 複製権	8 条 2 項、10 条 1 項	10 条 1 項、〔著作権法 46 条〕
26 条の 2 譲渡権	7 条 2 項、8 条 2 項	—
26 条の 3 貸与権	7 条 2 項	—
27 条 翻訳権・翻案権	10 条 1 項	10 条 2 項
61 条 著作権の譲渡	12 条	12 条

* ゴシックは、第三者への提供等を制限する条項。それ以外は、受託者自身の利用等に対する制限規定

5. おわりに：明らかになったこと

図書館等の解釈が広範となることで、図書館等への著作権の制限規定が歴史資料等保有施設にも影響する可能性が高まるが、その主体と対象は——刊行物や美術作品が念頭に置かれているように——限定的であり^{〔表 1-下〕}、実現するのはアーカイブズ機能の一部にすぎない。また、建築設計等の業務委託契約で契約期間を明確化したりレコード・スケジュールを導入したりすることによって、アーカイブズ機関等での設計図書の受入と利用を想定した制度設計を具体化することは、日本における建築アーカイブズ発展の鍵となる。

1 早川和宏「公文書管理法の現状と課題」（『桃山法学』23 号、桃山学院大学、2014、131–171 頁）、早川和宏「民間（収集）アーカイブズの保存活用を巡る法的課題：その利用を中心に」（『国文学研究資料館紀要（アーカイブズ研究篇）』13 号、国文学研究資料館、2017、61–83 頁）ほか。

2 早川（2017）、82 頁。

3 文化庁『文化審議会著作権分科会 報告書』（2011）90–95 頁。

4 文化庁『文化審議会著作権分科会 報告書』（2017）120 頁。

5 同、122 頁。

6 「大学図書館における著作権問題 Q&A（第 8 版）」（国公立大学図書館協力委員会、2012）45 頁。

7 『四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款の解説』（大成出版、2016）109–123 頁。

デジタルイメージのリファレンスについて

About the reference of the digital image

*寺師 太郎

Resume:

写真術がアナログからデジタルに移行して15年程が経つが、肉眼で直接「色」を確認することが不可能なデジタルデータの「色」をどのように担保すればよいのか。デジタルアーカイブ、文化財写真や記録写真を撮影する上で、どのようなリファレンスを残すことが必要なのか。メタデータとしての環境情報、デジタルカメラの分光特性とその取得と活用の可能性について、国宝銅像阿弥陀如来坐像保存修理における記録写真を例にして考える。

1. はじめに

写真と言えば、誰もがモニターに映るデジタル画像を思い浮かべるのが当たり前になった今日、その色の評価に関してデジタル時代に相応しい手法があるかと問われると、一言で答えることは難しい。何故ならデジタル画像は保存された状態では眼に見えないからである。

2. アナログイメージの標準化

その理由を探る前に、アナログ時代はどの様に色の管理（標準化）を行っていたのか簡単に述べたい。フィルムカメラが全盛であった1990年代その特性は、メーカーが自由に決定していたが、現像工程は厳しく管理され、プロラボネットワークとして産業が成立、これによってフィルムに対する信頼は成り立っていた。テストチャートが露光されたフィルムを現像、濃度を計測することで標準化を図り、感光計で露光されたフィルムから得られたフィルム自体の特性（特徴）を特性曲線として可視化し、利用者への指標としていた。利用者のフィルム選択は撮影対象に応じて特性曲線を参考に行われ、文化財撮影など対象を忠実に記録する必要のあるものは、明暗比が中庸で彩度のあまり高くないフィルムが使用された。

3. デジタルイメージの標準化問題

特性曲線の表記は、アナログ時代にはフィルムの説明書にあったが、今日のデジタルカメラでは特性曲線の公開は行われていない。つまり、今日のデジタルカメラの特性をユーザは知ることができないという問題が発生している。これは将来デジタルデータを解析し正しく再現する必要があるとき、手掛かりの無い状態になっている、ということなのだ。

4. デジタル・フィルムとその問題

問題の原因を探るため、先ずアナログ時代のフィルムが何に置き換えられたのか考えてみる。フィルムに相当するのは受光素子（イメージセンサ）とカメラの設定である。本来の意味でフィルムに相当する感光機能を有するのは受光部であるが、デジタルカメラの場合フィルムの現像に相当する部分が電子的機能として内包されているからである。

デジタルカメラの特徴は撮影直後に画像が確認できることであるが、アナログカメラと同様、未現像のフィルムに相当する物が存在する。これは総称としてRAWファイルとよばれ、その保存形式はカメラメーカーによって異なる。この「未現像」の状態を「現像」する手法は複数存在し、その設定にも複数のパラメータが存在、組み合わせは多岐にわたる。アナログ時代はプロラボによって指標フィルムが同じ調子に仕上がるように管理されていたが、デジタルカメラでの管理はユーザの手にゆだねられており、フィルムの特性曲線に類するものは無限に存在するといえる。

フィルムはコンシューマに対して販売されているが、受光素子は半導体メーカーが生産しカメラメーカーに供給している。産業構造がBtoC(Business to Consumer)からBtoB(Business to Business)に変化したことでカメラメーカーが特性を一般には公表することがなくなったのも原因の一つと言える。受光素子が感じるのは輝度（光の強さ）であって色ではない、そこで受光素子の上にカラーフィルターを乗せて色情報を取得するのだが、当然この仕様によって性能は左右される。メーカーとしてはあまり公表したくないのも理解できる。また輝度に関する特性だけ公

表しても、モノクロ写真の撮影でなければ意味をなさないともあろう。第三者機関としてカメラの特性に関して公表を行なっている DxO Labs¹は、あらゆるカメラの特性を調査し、その一部を公開しているが、その目的はカメラ購買層へ向けてのものと考えられ、レンズを付けずに計測をおこなっているためこの手法で得られたデータは撮影時のリファレンスには成り得ない。

5. 色の観察と記録

人が色を認識するには網膜上の錐体²を通してしかできない。つまり眼で見た評価をいかに統一させるかが重要で、必然的にポジ像でなければならず、写真で言えばポジフィルムかプリント、印刷では校正紙が評価の対象だ。今では正しく調整されたモニターも含まれるだろう。ここで必須となるのが、色を観察する環境の違いを無くしておくことである。印刷であれば D50³の光源下での観察が求められ、これは反射で色を見る場合に起こる条件等色（メタメリズム）⁴という現象を排除するためである。条件等色について簡単に説明すると、人の眼には同じように見えても実際の色の反射成分（スペクトル）が観察する光源によって異なるためにおこるものである。

6. 今後残しておくべきリファレンスは何か

凸版印刷株式会社が行なっているトッパン日本画家アートアーカイブ⁵では、評価環境の整った校正室で作家が校正した色調を、凸版印刷が開発した永年保存紙に出力し保存。再び同じ色調に印刷するときのリファレンスとして活用している。この取り組みから分かることは、今の仕組みでは入力側の意思は眼に見える形で残しておかないと、将来にわたって色調を担保することは出来ないということである。

しかし、眼に見えるリファレンスが失われてしまっただけでデータのみが残った時はどうすれば良いのだろうか。独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所と行った鎌倉大仏の保存修理⁶記録で

は、記録に使用した機器名に加えて特性も記録しておくのが重要であると考え、光源の分光分布、実際に撮影したカメラとレンズの組み合わせ⁷で取得した分光特性をリファレンスとして新たに記録。撮影は昼光の影響を排除するため夜間に行い、X-right 製 ColorChecker Digital SG を撮影した画像も記録した。分光データを取得したことにより 50 年後 100 年後の次回修理時に、表示デバイスや表示ソフトの更新による画像再生環境の変化が起こっても、不測の事態で可視化されたデータや出力物が失われてしまっても、未現像のデータとカメラの分光特性を参考に色再現できる可能性があるからである。そこで、現在のデジタル画像のメタデータ Exif に記述されているカメラの機種、露出値、レンズなどに加え分光特性を記述しておくことが、アーカイブスを長期保存し、後世に正しく情報を伝えるためのリファレンスとして有用であると考ええる。

7. おわりに

現時点で日本において販売されている主要カメラのメーカーに分光特性の公開についてアンケートを行った結果、回答をいただいたメーカーいずれも、秘密保持契約を結んだ BtoB 以外への公開には否定的であったがもっともなことだと思う。メーカー側は市場での競争に勝ち抜くために独自性を追求しており、統一した基準に基づいて製品を作ることも、そのための基準を作ることにも意味を見いだすことは難しいだろう。

そこで、利用者側がデジタルカメラの分光感度取得の標準手法を定めるため、手法開発や環境整備を「イメージャーリファレンスプロジェクト」（仮）として進め、カメラの分光特性がリファレンスデータとして活用できるよう活動していく必要があると考える。

¹ <http://www.dxo.com/us/image-quality-evaluation/dxo-analyzer> 2017/10/2 確認

² 畑田豊彦 他『眼・色・光 より優れた色再現を求めて』日本印刷技術協会、2007、pp. 6-7

³ 「日本印刷学会推奨規格 JSPST-1998 改正」『日本印刷学会誌』Vol135 No. 2、1998、pp. 90-93

⁴ 大田登『色彩工学』東京電機大学出版、2007、pp. 75-76

⁵ <http://www.toppa-vr.jp/bunka/da/publication.shtml> 2017/10/2 確認

⁶ <http://www.tobunken.go.jp/materials/katudo/211529.html> 2017/10/2 確認

⁷ Nikon D810 と Micro Nikkor200mm 使用

テキストアノテーションシステムによる歴史資料(文献)の有機的活用 —江戸期出版記録を事例として

Practical Use of Historical Documents Utilizing a Text Annotation System: A case study on Publishing Records of the Edo Period

金子 貴昭*, 山路 正憲*

Resume:

現在、立命館大学アート・リサーチセンターでは、テキストアノテーションシステムの開発を進めている。本発表では、江戸期の出版記録テキストアーカイブを事例として、当該システムの有効性について検証するとともに、関連する既存データベース（古典籍・板木等）と連携させることによって、その可能性を提示する。また、wiki システムとの連動などによる、構築から活用までを見据えたテキストアーカイブシステムとしての将来像も示したい。

1. 古典籍と板木のデジタルアーカイブ

立命館大学アート・リサーチセンター(以下、ARC)では、古典籍デジタルアーカイブの構築を進捗させてきた。それと並行して、江戸時代の商業出版において印刷の道具として用いられた板木のデジタルアーカイブ構築も進めている。両者ともにオンラインデータベースを運用しており、前者は「古典籍ポータルデータベース¹⁾」(以下、古典籍 DB)が、後者は「板木閲覧システム²⁾」(以下、板木 DB)が稼働している。古典籍の中には板本が含まれているため、この2つのデータベースの親和性は極めて高い。したがって両データベースの連携は容易であり、古典籍 DB から板木 DB へ、板木 DB から古典籍 DB へと行き来でき、双方の関連するコンテンツを並べて比較対照することが可能となっている。連携について改善の余地はあるが、具体的なタイトルの版や刷の問題、その他板本書誌学上の問題を捉えるのに極めて有効な環境が創出されたといえるだろう。

2. 出版記録の意義と利用に向けた課題

板本と板木に加えて、同時に検討すべき研究資料に出版記録がある³⁾。江戸期の出版記録には、個々の板元が日常の営業記録として残したもの、板元が自身の所有する板木を管理運用するために作成した蔵板目録、板木すなわち版権の売買記録の他、株仲間によって記録された開板・販売許可、板元間の争論の記録など、多種の記録が伝存

する。現存する記録は、出版研究における第一級資料であり、板本と板木のみでは知り得ない情報を多分に含んでいる。

出版記録は、活字化され叢書として刊行されたもの、単行書あるいは単行論文として公刊されたもの、未翻刻のものなど、多様な状況に置かれているが、公刊された記録の中でも、書名等による索引が備わらないものが多数存在する。この状況は出版記録に限ったことではないが、こうした状況が原因となり、記録・記事の見落としによる事実関係の誤認も発生している。

3. 出版記録デジタルアーカイブ

前項に述べた状況をクリアするためには、出版記録のデジタルアーカイブ構築が必要であろう。記録の原本または活字資料の画像化でも有効と考えられるが、すでに活字化された記録が多く存在する現状では、データベース構築やテキストデータアーカイブを目指すべきである。

データベース構築については、諸記録のうち、例えば蔵板目録は書名・丸板(単独出版)と相合(共同出版)の別、相合の相手先、保有枚数、保有比率など、必要な情報が明確かつ画一的であり、メタデータ抽出が容易な記録も存在する。一方、出版経緯を述べる記録・記事では、記事の明確なタイトルが存在せず、1記事中に複数のトピックが入り交じり、時系列も錯綜するなど、データベース化に困難が伴う事例が多い。

*かねこ たかあき (立命館大学アート・リサーチセンター)

*やまじ まさのり (立命館大学アート・リサーチセンター)

これらの事例に対しては、記録本文のテキストデータアーカイブ構築が有効と考えられるため、金子は過年度の研究活動において、出版記録の電子化(プレーンテキストデータ構築)に取り組んできた。出版記録に限らず、あらゆる文書に共通する問題として、墨消し・訂正・後補・付箋・貼紙・別称・略称・宛字などが頻出する。記事相互の関連づけ、キーワードの標準化までも考慮すれば、プレーンテキストから構造的テキスト化に至るまでに、つまりデータ共有と実際の研究活用に至るまでには、多大な労力と時間が必要となるであろう。

4. テキストアノテーションシステムの活用

前項の問題を克服するため、本研究では ARC において山路が中心となって開発を進めてきた Web ベースのテキストアノテーションシステムを活用する。

当該システムでは、プレーンテキストを登録すれば、複数のテキストに対してフリーワードによる検索と該当箇所の閲覧が可能であり、データ探索を行うことができる。また、微細であればテキスト本文の修正も行うことができる。さらに、閲覧しているテキスト中のキーワードをドラッグすれば、アノテーション付与ウィンドウが表示され、アノテーションを付与することが可能である。付与可能な情報には、①キーワードの読み、②分類、③代表項目、④識別符号、⑤注記(注釈)、⑥備考、⑦テキスト本文に対する疑義、⑧外部 URL(複数)がある。

アノテーションを付与したキーワードは、検索語一覧として抽出され、索引が自動作成される。もちろん索引から該当の用例にジャンプできる。また、一箇所にアノテーションを付与すれば、登録された複数テキスト内の同一キーワードが候補として表示されるサジェスト機能を有しており、省力化を図ることができる。

③ではキーワードの標準化が可能であり、宛字

や略称の問題を克服できる。④には例えば国文学研究資料館が運営する「古典籍総合データベース」⁴の著作・著作者・書誌の各 ID を記載、⑧には、古典籍 DB や板木 DB の検索結果や、同システム内の関連記事に対するリンクを記載すれば、外部データベースとの連携が容易に行える。また③の代表項目をパラメータとして外部データベースに渡し、結果を得ることも可能である。

これらの機能により、出版記録の読解を進めつつ索引を作成し、関連する古典籍 DB や板木 DB と有機的に連携させつつ、出版記録を研究活用する環境が整うと考えられる。

5. おわりに

本発表では、出版記録を事例として、ARC が開発したテキストアノテーションシステムの効用を確認することができた。当該システムは出版記録に特化して開発されたシステムではなく、本発表で紹介した機能群は、他の文献資料に対しても十分有効に作用すると考えられる。

当該システムは、Web ベースであるため、アノテーション付与を共同で行いやすく、特定の資料群を対象に読解・探索を行うエンドユーザ向けツールになり得る。また当該システムは、テキストデータの構造化を進めることができるエディタとなり得る点に、さらなる可能性が認められるであろう。つまり、当該システムにプレーンテキストデータを登録した上で、最終的な利用形態を視野に入れつつアノテーションを付与していき、ある段階で構造的なテキストデータをエクスポートすることが可能である。この点の詳細は、システムのブラッシュアップを図りつつ、また別の機会に報告できればと考えている。

付記

本発表は、科研費 25770097 および 16K02381 による研究成果の一部である。

¹ ARC「ARC 古典籍ポータルデータベース」、http://www.dh-jac.net/db1/books/search_portal.php 2017 年 10 月 1 日閲覧

² ARC「板木閲覧システム」、<http://www.dh-jac.net/db/hangi/> 2017 年 10 月 1 日閲覧

³ 板木・板本・出版記録の連携の必要性については、金子が著書『近世出版の板木研究』(法蔵館、2013)において述べている他、「板木データベースの可能性—データベース連携のことなど」(人文系データベース協議会 第 19 回公開シンポジウム「人文科学とデータベース」、2013 年 11 月 30 日、於：立命館大学アート・リサーチセンター)において取り組みの一部を紹介したことがある。

⁴ 国文学研究資料館「日本古典籍総合目録データベース」、<http://base1.nijl.ac.jp/~tkoten/> 2017 年 10 月 1 日閲覧

発表者プロフィール

和久井 遥（わくい はるか）

東京国立博物館 学芸企画部博物館情報課情報管理室アシリエイトフェロー。

日本大学芸術学研究科造形芸術専攻博士前期課程修了。2013 年度から東京国立博物館学芸企画部情報課情報管理室のアシリエイトフェローとして勤務。専門はコミュニケーションデザイン。『MITSUBISHI CHEMICAL JUNIOR AWARD 2009』佳作受賞(2009)。平凡社発行『現代デザイン事典 2010 年度版』のノーターション項にて卒業作品『uta』掲載(2010)。『練馬区立美術館ロゴマーク』コンペティション受賞(2011)。JADS2014 年度秋季研究発表会にて『インタラクティブメディアによる来館者向けデジタルアーカイブの公開』同所属室長村田氏と共同発表(2014)。『東京国立博物館 研究情報アーカイブズ』WEB 改修担当(2017)。

竹内 俊貴（たけうち としき）

独立行政法人国立文化財機構 九州国立博物館文化財課アシリエイトフェロー。

同志社大学文化情報学部卒業。同志社大学大学院文化情報学専攻中途退学。同志社大学文化遺産情報科学研究センター研究員を経て、2014 年より現職。研究センターでは、研究用のプログラムの設計・構築・管理・保守や統計分析を中心業務とし、ハードウェア管理・ネットワーク構築・Web サイト制作・測量探査補佐など多岐にわたる業務に従事する。現職では収蔵品管理システムをはじめとした業務支援システムの開発・調達を主業務としている。

齋藤 歩（さいとう あゆむ）

京都大学総合博物館（研究資源アーカイブ系）特定助教／学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程。

早稲田大学理工学部建築学科卒業。メディア・デザイン研

究所を経て、2016 年から現職。専門はアーカイブズ学（Archival Science）。学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻にて建築レコード（Architectural Records）についての博士論文を執筆中。主な論文に「1970 年代の米国で起きたアーカイブズの変容とその影響：フランク・ボールズ『アーカイヴァル・アプレイザル』から探る」（『GCAS Report』No.6、2017、60-76 頁）、「建築レコードに関するアプレイザルの判断基準を分析する：1970 年代以降の北米の試みを対象に」（『アーカイブズ学研究』No.24、2016、4-28 頁）、「アーキビストは書誌情報検索システムをどう活用しているか：記述標準から考える」（『情報の科学と技術』No.66、Vol.4、2016、153-159 頁）、「アーカイブズはなぜ斯くもわかりにくいのか：ヨーロッパナ・ファッションから学ぶこと」（『vanitas』No.4、2015、88-111 頁）他。日本アーカイブズ学会登録アーキビスト。

寺師 太郎（てらし たろう）

フォトグラファー（凸版印刷株式会社勤務）。

日本大学芸術学部写真学科卒業。凸版印刷入社後フォトクリエティブに配属。ポスター、カタログ、カレンダーなどの撮影を手掛け、2000 年より北米先住民の岩絵の調査をグラフィックデザイナー栗津潔氏と始める。2011 年より本社文化事業推進本部にて国宝重文等の文化財デジタルアーカイブ業務に従事。日本写真家協会会員。共著書に『ロックアート・神話そしてイマジネーション』（フィルムアート社 2002）。越後妻有トリエンナーレ参加（2003）。第 56 回全国カレンダー展文部科学大臣賞（2005）。第 57 回全国カレンダー展国立印刷局理事長賞（2006）。第 37 回 Japan POP Festival 金賞（2008）。第 60 回全国カレンダー展中小企業団体中央会長賞（2013）第 62 回全国カレンダー展審査員特別賞（2015）。第 63 回全国カレンダー展経済産業省情報政策局長賞(2016)。

金子 貴昭（かねこ たかあき）

立命館大学衣笠総合研究機構准教授。

立命館大学大学院文学研究科人文学専攻日本文学専修博士課程後期課程修了。博士（文学）。日本学術振興会特別研究員、立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員を経て、2014 年度より現職。専門は近世出版史。とりわけ板木を基礎資料とする板本書誌学および近世出版研究を研究テーマとし、板木デジタルアーカイブの構築・公開に取り組んでいる。主な著作に『近世出版の板木研究』（法蔵館、2013）。第 35 回日本出版学会賞奨励賞（2014）、第 9 回野上紘子記念アート・ドキュメンテーション学会賞（2015）を受賞。

山路 正憲（やまじ まさのり）

立命館大学衣笠総合研究機構研究員。

立命館大学文学部文学科日本文学専攻卒業。株式会社廣済

堂 IT ソリューション事業部などを経て 2011 年より現職。

立命館大学アート・リサーチセンターが運営するデータベース管理者、また映像スタジオ管理者として、同センターのデジタル・ヒューマニティーズ分野の基盤構築の任にあっている。

赤間 亮（あかま りょう）

立命館大学文学部教授。

早稲田大学文学研究科博士後期課程満期退学。早稲田大学演劇博物館助手などを経て、2001 年から現職。専門は日本演劇史、文化情報学。主な著作に『図説江戸の演劇書』（八木書店、2003）、共著書に『イメージデータベースと日本文化研究』（ナカニシヤ出版、2010）、『文化情報学ガイドブック』（勉誠出版。2014）。

『アート・ドキュメンテーション研究』投稿の呼びかけ

『研究』編集委員会では、学会誌『アート・ドキュメンテーション研究』に掲載する原稿を随時募集しています。

論文は査読対象となりますが、その他に研究ノート、資料紹介、事例報告、書評、図書紹介なども歓迎いたします。

詳しくは『研究』24 号 106 ページの「投稿規定」、ならびに JADS サイトをご覧ください。

第 26 号から刊行時期の変更に伴い、エントリー、原稿の締め切りが変更となります。ご投稿をお考えの方は、以下変更点にご留意いただき、原稿の仮題と概要（400 字程度）を『研究』編集委員会までご連絡ください。

皆様のご投稿をお待ちしております。

■エントリー締め切り：**8 月 31 日**

■原稿締め切り：**10 月 31 日**

■投稿・連絡先

『アート・ドキュメンテーション研究』編集委員会

E-mail：kenkyu_editor@jads.org

■アート・ドキュメンテーション学会とは

アート・ドキュメンテーション学会は、ひろく芸術一般に関する資料を記録・管理・情報化する方法論の研究と、その実践的運用の追究に携わっています。1989年4月に、美術館/博物館、図書館、アーカイヴ、芸術関連機関の新しい連携をめざし、わが国および国際間における文化的感性と芸術関連情報の創発的な協働のために開設されました。

さまざまな出来事や資料を記録・共有する作業は社会生活の根本をなす人間の営みですが、その理念や技術は現代の情報社会で急速に変容し、飛躍的に発展しています。芸術関連のドキュメントの持つ豊かな可能性は、研究・教育機関のみならず、地域のコミュニティや個人的な活動でも開発される局面にあるでしょう。

本学会には、図書館司書、学芸員、アーキヴィスト、情報科学研究者、美術史・文学史・音楽史・メディア史・文化史・自然史研究者など、約350名の正会員、学生会員、賛助会員が所属しています。従来の美術館/博物館・図書館・公文書館・アーカイヴおよび学会といった機関や職能を超領域的に融合する新しい学術団体として、本学会は、新しい未知な課題に取り組む方々の参加をえて、活動を展開しています。

本学会は、アート・ドキュメンテーション研究会として創設され、1999年に日本学術会議の第18期登録学術研究団体(情報学・芸術学)に加入後、2005年4月に現在の学会名に改称しました。その後、伝統ある英国美術図書館協会(ARLIS/UK & Ireland)の*Art Libraries Journal*(2013, Vol. 38, No. 2)の「日本のアート・ドキュメンテーション」特集号の刊行に協力するなど、国際的視野にもとづいて現代社会の要請する人文学と情報学との連動を追究しています。

主な定期的活動として、年次大会、秋季研究集会、学会誌『アート・ドキュメンテーション研究』と会員ニュース

誌『アート・ドキュメンテーション通信』刊行ほか、さまざまな研究集会・見学会、グループ活動、国際交流を実行しています。学会内の各委員会・グループはつねに、今日的要請に即したデータベースの構築、アーカイヴ・デザイン、また個別的な応用課題の解決に取り組み、着実な成果をあげています。

■活動内容

・研究会、講演会、見学会の開催

・地区部会とSIGの活動

現在、関西地区部会があり、自由に参加できます。

また、日常活動の場として、会員の興味に応じてSIG(スペシャル・インタレスト・グループ)を結成することができます。現在、美術館図書室SIG、デジタルアーカイブサロンSIGがあり、自由に参加できます。(地区部会・SIG連絡先：<http://www.jads.org/contact/contact.htm>)

・インターネット・ホームページ(日本語版・英語版)の開設による情報提供・交換及びメーリングリストによる会員交流

・情報・資料の収集・交換・提供

・アート・ドキュメンテーション関係者の交流

・季刊通信誌『アート・ドキュメンテーション通信』、年刊論文誌『アート・ドキュメンテーション研究』の発行

・『アート・ドキュメンテーション関連文献目録』の作成・維持(上記『研究』並びにHPで提供)

・『アート・ドキュメンテーション関係機関要覧』の作成・維持(HPで提供)

・ドキュメンテーション関係諸機関・組織との幅広い連携

・IFLA(国際図書館連盟)の協会会員として、美術図書館分科会の活動への参加・協力

・ARLIS/UK等各国の同種組織との連携

その他、この会の活動に必要な事業を行います。

■会員の特典

- ・本学会の行う研究会・講演会・見学会などの活動に優先的に参加できます。
- ・通信誌『アート・ドキュメンテーション通信』(年4回)、論文誌『アート・ドキュメンテーション研究』(年1回)、『会員名簿』の配付を受けられます(賛助会員は各2部送付)。

■年会費〔年度単位〕

会員種別により、以下の会費となります。

- ・正会員 6,000 円 (ただし、65 歳以上は 4,000 円 [自己申告制])
- ・学生会員 4,000 円 (大学学部、大学院などに在学中の学生申込時に在学証明書または学生証のコピーを提出していただきます)
- ・賛助会員 (個人または機関・団体) 一口以上 (一口 30,000 円)
- ・団体購読会員 12,000 円

■ホームページ

- ・活動の詳細については、ホームページをご参照ください。

<http://www.jads.org/>

■入会方法

- ・HP から「入会申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、下記の間合せ先に郵送またはメール添付にてお送りください。役員会にて入会を承認された方に、初年次の年会費の振込用紙を送付します。なお、本学会は会費の入金をもって、入会手続の完了とします。

(入会申込書ダウンロード:

<http://www.jads.org/contact/contact.htm>)



Art Libraries Journal (2013, Vol. 38, No. 2)

「日本のアート・ドキュメンテーション」特集号

お問合せ・お申し込み

アート・ドキュメンテーション学会事務局

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1

パレスサイドビル 9F (株) 毎日学術フォーラム内

Tel : 03-6267-4550 Fax : 03-6267-4555

E-mail : maf-jads@mynavi.jp

アート・ドキュメンテーション学会

刊行物販売のお知らせ

2017/10

本学会刊行物をご購入いただけます。お申し込みは毎日学術フォーラムまで（別途送料がかかります）。

◆刊行物バックナンバー

『アート・ドキュメンテーション研究』24号（2017年3月刊）定価¥3,000+税
『アート・ドキュメンテーション研究』23号（2016年3月刊）定価¥3,000+税
『アート・ドキュメンテーション研究』22号（2015年3月刊）定価¥3,000+税
『アート・ドキュメンテーション研究』21号（2014年3月刊）定価¥3,000+税
『アート・ドキュメンテーション研究』20号（2013年3月刊）定価¥3,000+税
『アート・ドキュメンテーション研究』19号（2012年3月刊）定価¥3,000+税
『アート・ドキュメンテーション研究』18号（2011年3月刊）定価¥3,000+税
『アート・ドキュメンテーション研究』17号（2010年3月刊）定価¥3,000+税
『アート・ドキュメンテーション研究』16号（2009年3月刊）定価¥3,000+税
『アート・ドキュメンテーション研究』15号（2008年3月刊）定価¥3,000+税
『アート・ドキュメンテーション研究』14号（2007年3月刊）定価¥3,000+税
『アート・ドキュメンテーション研究』13号（2006年3月刊）定価¥3,000+税
『アート・ドキュメンテーション研究』12号（2005年3月刊）定価¥3,000+税
『アート・ドキュメンテーション研究』11号（2004年3月刊）定価¥3,000+税

~~『アート・ドキュメンテーション研究』10号品切~~

『アート・ドキュメンテーション研究』9号（2001年7月刊）定価¥2,500+税
『アート・ドキュメンテーション研究』8号（2000年7月刊）定価¥2,500+税
『アート・ドキュメンテーション研究』7号（1999年9月刊）定価¥2,500+税
『アート・ドキュメンテーション研究』6号（1997年8月刊）定価¥2,500（税込）
『アート・ドキュメンテーション研究』5号（1996年8月刊）定価¥2,500（税込）
『アート・ドキュメンテーション研究』4号（1995年8月刊）定価¥2,500（税込）

~~『アート・ドキュメンテーション研究』1～3号品切~~

~~『アート・アーカイヴ：多面体：その現状と未来：記録集』（2010年9月刊）定価¥500（税込）品切~~

~~『日本のアート・ドキュメンテーション：20年の達成：MLA連携の現状、課題、そして将来：予稿集・資料編』
（2009年12月刊）定価¥1,000+税品切~~

~~『国際シンポジウム：東アジアにおける美術・文化財情報のネットワーク化を考える：報告書』
（2005年1月刊）定価¥1,000（税込）品切~~

『arsの現場とツールの諸相Ⅱ』（ars-WG叢書・2）（2000年3月刊）定価¥1,000（税込）

『報告書：シンポジウム：フランスにおける美術情報の普及と専門教育』（1998年3月刊）定価¥1,500+税

『美術情報と図書館：報告書』（1995年3月刊）定価¥2,500（税込）

◆お問合せ・お申し込み

株式会社 毎日学術フォーラム

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル 9F

Tel : 03-6267-4550 Fax : 03-6267-4555 E-mail: maf-sales@mynavi.jp

お申し込み方法 : <http://maf.mynavi.jp/hanbai/hanbai.html>

JADS

アート・ドキュメンテーション学会
第10回秋季研究集会予稿集

発行日:2017 年 11 月 19 日

編集: アート・ドキュメンテーション学会 行事企画委員会

実行委員長: 中川裕美 (日本写真家協会 日本写真保存センター/東京総合写真専門学校)

実行委員: 中村年孝 (写真家)、松永しのぶ (国立国会図書館)、和久井遥 (東京国立博物館)

協力: 加藤雅久 (居住技術研究所)、鴨木年泰 (東京富士美術館)、寺師太郎 (凸版印刷株式会社)

発行: アート・ドキュメンテーション学会

<http://www.jads.org/>